

律文献に散見される adhi-√ sthā- の 用語について

岸 野 亮 示
(京 都 大 学)

仏教文献に頻出する adhi-√ sthā- (Tib. byin gyis rlob pa) という語については、渡辺 (1977) が、その意味を包括的に研究している。ただし、渡辺が対象としている仏教文献には、律文献と密教文献が殆ど含まれていない。また、これまでに複数の律研究によって adhi-√ sthā- が律文献において特殊な用語として使用されていることが指摘され、その意味が多様に考察されている。¹⁾ただし、それらの研究では adhi-√ sthā- が多義的であることを前提に、個々の用例に応じた個別の意味が考察されており、その語義を包括的に捉えようとする試みは未だなされていない。

そこで本稿では、律文献に散見される adhi-√ sthā- という用語について、その包括的な意味を検討する。ただし、紙数が限られているため、その用例全てについて、ここで論じることはできない。大別すると、律文献中の adhi-√ sthā- の用例は、①布薩等の儀式・行事に関わる adhi-√ sthā- と、②鉢・衣等の具体的な物品を目的語とする adhi-√ sthā- という2種類に分けることができるのであるが、本稿では、このうちの前者をとりあげるに留め、後者については、別の機会に論ずることとする。

1. 布薩における adhi-√sthā-

(1) Hu-von Hinüber の研究

一般に「布薩」と呼ばれる儀式に関わる文献中に adhi-√sthā- の用例が見られる。これについては、Härtel (1956) と O. von Hinüber (1970) の両研究において簡潔な解説がなされている。それらは、当人が校訂したテキスト中に現れる「布薩を adhi-√sthā- する」という表現についての解説である²⁾。そして、両氏の先行研究を踏まえた上で、Hu-von Hinüber (1994: 182-185) が「根本有部律」の「布薩事」(梵語断片と西藏語訳のみ現存)のテキスト校訂を通じて、そこに現れる adhi-√sthā- の語を考察し、他律に現れる用例についても言及している。そこでとりあげられている用例を箇条書きにして列挙すると以下の通りである(なお、括弧内は本稿執筆者の注である)。

◎「根本有部律」の「布薩事」³⁾

- 布薩の当日に比丘が一人でおり、その者だけで儀式を実施する場合：その比丘は「私は布薩を adhi-√sthā- します」という思いを起こし、その言葉を口に出さなければならない(布薩は、本来、現前サンガの全員で行われなければならない)。
- 布薩儀式を執行中のサンガにおいて、ある者が自分の違反行為を思い出した、或いは、それに抵触しているのではないかという疑惑にかられた場合：その比丘は、左右の比丘に向かって、その罪を adhi-√sthā- しなければならない(布薩に参加する比丘は、本来、清浄でなければならないので、それまでに罪の告白を済ましておかねばならない)。

- ・布薩儀式を執行中のサンガにおいて、その全員が違反行為をなしていた、或いは、それに抵触しているのではないかという疑惑にかられた場合：本来ならば、そのサンガは、誰か一人の比丘を別のサンガに送ってそこで罪を告白させて、清らかな身となって戻ってこさせて、その比丘に向かって、他の比丘たちが告白して滅罪をするのであるが、近くに別のサンガが見つからない際には「サンガは、その罪を adhi-√ sthā- します」という「白」(gsol ba)をしなければならない。

◎「パーリ律」の「大品（布薩健度）」

- ・布薩の当日に比丘が一人であり、その者だけで儀式を実施する場合
- ・布薩の日に、六群比丘が不適當な羯磨をなした場合：不適當だと思った善良な比丘が四五人であるならば、その羯磨を拒絶し、二人ならば「私はこれを認めない」と見解を明らかにし、一人ならば⁴⁾「私はこれを認めない」と adhi-√ sthā- しなければならない。

◎ Hartel (1956) の校訂テキスト

- ・比丘が一人で布薩を実行する場合⁵⁾

◎ O. von Hinüber (1970) の校訂テキスト

- ・定数に満たない複数の比丘たちが布薩を実行する場合⁶⁾

以上の Hu-von Hinüber の挙げる用例からは、「パーリ律」や有部系の律において、少なくとも、規定の人数に満たない比丘が布薩を実施する場合には「布薩を adhi-√ sthā- する」という表現が共通して見られること

が分かる。その場合の adhi-√ sthā- に関しては、Hu-von Hintüber の参照している『五分律』だけでなく、それ以外の漢訳律典を調べてみても「心念口言」という言葉が見られる⁷⁾。また「根本有部律」においてのみ adhi-√ sthā- という言葉が使われている「左右の比丘に向かって罪を adhi-√ sthā- する」という用例に関しても、他の漢訳諸律における該当箇所を参照してみると「念じる」或いは「言う」という言葉が見られる⁸⁾。

(2) 「ムクタカ (Muktaka)」の用例

「根本有部律」の『ウッタラグラント』中には「ムクタカ (Muktaka)」(義浄訳と西藏語訳のみ現存)とよばれる小篇が存在する。そこでは、律規制の緩和を容認しているとも解釈できる、様々なエピソードが見られるのであるが、特に前半部分には adhi-√ sthā- の用例を含むエピソードが集中的に見られる。そのうち、布薩に関わるエピソードでは、比丘の人数に関係なく、彼らが音をたててはいけない状況下において、布薩を adhi-√ sthā- しなければならないことが説かれている。

◎ 「ムクタカ」(Der. 148a6-b4; Pek. 144a7-b5)

商人たちは「聖者よ、私たちは、盗賊に怯えているから、何も言わずに歩んでいるのに、あなたはなぜ [布薩をすることによって] 音をたてるのか?」と言うので、比丘たちは、そのようになったことを世尊に申し上げた。すると世尊は「布薩を詳細にしないで、要略してしなさい」と仰った。そこで、比丘たちは、要略してしはじめた。しかし [それでも] その商人たちは非難するので、世尊は「思いを起こすだけで adhi-√ sthā- せよ。……また次のようにせよ。仏を対象とする思念を留めよ。心に念じて、布薩を adhi-√ sthā- せよ。それから、

言葉にしても唱えよ。……布薩を adhi-√sthā- して、サンガが集合した時に、サンガと一緒に布薩をせよ。……〔後に〕布薩をしなくてよい⁹⁾というのは正しくない」と仰った。

この用例を見ると、adhi-√sthā- は、やはり「念じること」「念じた内容を口にすること」と密接な関わりがあることが分かる。ただし、ここで注意すべきは、それらは、飽くまで、adhi-√sthā- という行為が成立するための一手段に過ぎないという点である。O. von Hinüber 等の理解では adhi-√sthā- という行為を「思う」「念じる」といった行為そのものとして捉えているが、この用例を見る限り、そのようには捉えられない。ここでは、思いを起こしたり、念じたりすることによって adhi-√sthā- という行為が成立することが明示されている。

(3) 『五分律』の用例

では、この「念じること」「念じた内容を口にすること」によって成立する adhi-√sthā- という行為は、どのような意味をもっているのだろうか。その点を考察するにあたっては、先ほどの Hu-von Hinüber の挙げた、布薩儀式の執行中にサンガの全員が罪を犯していた場合の『五分律』(T. 1421 [22], 124c6-15) における対応箇所が参考になる。

有一住處布薩日一切僧犯罪。諸比丘不知云何，以是白佛。佛言，聽白二羯磨一比丘令往他衆悔過清淨還，餘人於此比丘邊悔過。若得者，善。若不得，應盡集布薩堂一比丘白二羯磨。大德僧聽，僧今皆有此罪，不能得悔過。今共置之，後當悔過。若僧時到僧忍聽，白如是。大德僧聽，僧今皆有此罪，乃至，後當悔過。誰諸長老忍，默然。若不忍者，說。

僧已置此罪竟。僧忍默然故，是事如是持。然後布薩。不應不布薩。

ここでは「根本有部律」において adhi-√ sthā- と書き表されている行為が「置」という行為と、文脈上、対応していることが分かる。布薩儀式を今すぐにも実行しなければならないが、それを執行する比丘に必須の「清浄さ」を回復する機会が今すぐには得られない、というジレンマを克服するために、その罪をいったん保留しておいて、儀式を終えた後に、正しいやり方で懺悔するという状況を、この『五分律』からは読み取ることができる。つまり、ここからは adhi-√ sthā- という行為が、実質的には、規則違反を免れるための一時的な応急処置であり、この場合には、その応急処置が一時的な保留という形でなされていることが窺い知れるのである。そして、それは「布薩を adhi-√ sthā- する」という場合の adhi-√ sthā- にも当てはまると言える。というのも、その場合の adhi-√ sthā- に関しても、一時的な応急処置として、本来なされるべきあり方の布薩儀式が保留されていると捉えることができるからである。とりわけ「根本有部律」では、布薩を adhi-√ sthā- した場合は、その後、サンガが集まった時に、再度布薩をやりなおす必要があることを説いているので、その応急処置が仮初のものに過ぎないことが明らかである¹¹⁾。また「パーリ律」にのみ見られる、不適当な羯磨がなされた際の adhi-√ sthā- についても同様である。本来は自分の見解を明らかにしなければならないが、一人でいるという弱い立場に立たされているために、応急処置として自分の見解を保留して、その場をやり過ごすことが認められていると考えることができるのである。そしてまた、以上のような応急処置は、それ自体、本来の規定を厳密に守った処置ではないのにもかかわらず、合法的な処置として認められているという点も adhi-√ sthā- の特性の一つとして留意する必要がある。

adhi-√sthā- は、単なる応急処置ではなく、本来の規定からの逸脱を合法的な処置に変える性質も備えた、特別な応急処置であると言える。

2. 自恣における adhi-√sthā-

一般に「自恣」と呼ばれる儀式に関する文献中にも adhi-√sthā- の用例が見られる。これについては、先述の O. von Hinüber (1970) 等の先行研究¹²⁾を踏まえた上で、Chung (1997: 72-77) が「根本有部律」の「随意事」(義浄は「自恣」の語を用いずに「随意」と訳している)のテキスト校訂(梵・漢・藏)を通じて考察している。そこでは「根本有部律」の「随意事」に現れる adhi-√sthā- の用例が 3 例、さらに『百一羯磨』(T. 1453 [24])における、布薩(および自恣)に関する記述に見られる用例が 1 例、それぞれが異なる意味をもつものとして 4 種に分類されて挙げられている。先と同様に、箇条書きにして記すと以下の通り。

◎「根本有部律」の「随意事」

- ①自恣の当日に比丘が一人であり、その者だけで儀式を実施する場合：その比丘は「私は自恣を adhi-√sthā- します」という思いを起こし、その言葉を口に出さなければならない。¹³⁾
- ②自恣の当日に、2 人以上 5 人未満の比丘たちが自恣を実施する場合：その比丘たちは「自恣を adhi-√sthā- します」と言わなければならない¹⁴⁾(正式な自恣は、本来、5 名以上で行われなければならない)。
- ③自恣の当日に、ある比丘が僧残罪を犯していたことが判明した場合：僧残罪を adhi-√sthā- してから、自恣を実行しなければならない¹⁵⁾ (自恣に参加する比丘は、本来、清浄でなければならないので、そ

れまでに罪の告白を済ましておかねばならない)。

◎『百一羯磨』

- ④布薩（及び自恣）儀式の直前や開始後に軽罪を思い出した場合：その比丘は「私はこの罪を adhi-√ sthā- します」と言わねばならない。¹⁶⁾

以上のように、Chung は adhi-√ sthā- の用例を 4 例挙げて、①「決心する」②「遂行・実行する」③「正す、処罰する」④「思いを向ける」というように、それぞれを異なる意味を持つものとして説明している。しかし、そのうち、布薩との共通性を踏まえ、「思念する」という意味の方向性で捉えている①と④はまだしも、②と③に関しては、なお検討の余地があるように思われる。¹⁷⁾ とりわけ③に関しては、義浄訳において、その該当箇所 (T. 1446 [24], 1047b14-19) が次のようになっている。

若至隨意時，苾芻憶知有罪，欲說悔者。若是波羅市迦罪，衆應擯出然後隨意。有犯僧伽伐尸沙罪者，應且置是罪，先隨意已後當治罪。若波逸底迦，波羅底提舍尼，及突色訖里多者，先應說悔後作隨意。

ここでは、先ほど「布薩」に関わる adhi-√ sthā- のところで挙げた『五分律』の一節同様に、adhi-√ sthā- という行為が、文脈上「置」という行為と対応しており、一時的な応急処置として、僧残罪をいったん保留して、自恣を終えた後で、それに対処することが説かれている。¹⁸⁾

そもそも「自恣」が「布薩」と同質の儀式であり、¹⁹⁾ 諸律における両儀式に関わる文献が、全体を見渡してみても、酷似した記述を多く含んでいる

(とりわけ、上述の4つのケースのうち、布薩の場合と全く同じケースの①に限って言えば、ほぼ同一²⁰⁾の文章)という点を考慮しても、「自恣」における adhi-√sthā- は、「布薩」におけるそれと同内容のものとして捉えるのが自然であると思われる。つまり、自恣における adhi-√sthā- も、念じること、念じた内容を口にすることによって成立し、実質的には、規則違反を免れるための、特別な性質(合法化)を備えた応急処置であり、そして、一時的な保留という形でなされると考えられる。

3. 「安居」における adhi-√sthā-

「安居」に関わる文献中においても adhi-√sthā- の用例が見られる。安居期間中は、比丘には定住の義務があり、外出は禁じられている。ただし、特別な理由がある場合は、一般に「七日法」と呼ばれる、七日間までの外出が認められる²¹⁾。「根本有部律」では、この規定に関する記述において「七日間 adhi-√sthā- する」という表現が見られる。先述の Härtel (1956: 126-127) と O. von Hinüber (1970: 129-130) の両研究においても、この「七日法」に相当する断片が校訂されており、それぞれの文章が adhi-√sthā- の語を含んでいるのであるが、両者とも特にその語を考察してはいない。また、その後の Hu-von Hinüber および Chung の研究等によっても、この安居時の adhi-√sthā- については全く言及されていない。

◎ 「根本有部律」(*Gigit Manuscripts*, ed. N. Dutt, III-4: 138)

uktaṃ bhagavatā saptāhaṃ adhiṣṭhāya gantavyaṃ karaṇīyene ti
世尊によって「所用によって、七日間 adhi-√sthā- してから外出されるべきである」と言われた。²³⁾

「パーリ律」における該当箇所では、このような adhi-√ sthā- の語を用いての文章は見られず、他の漢訳諸律における該当箇所でも、原典にその語が存在していた痕跡は「根本有部律」ほど明確には見られない。²⁴⁾ また、その外出の許可をもらうための羯磨のやり方を説く記述にも、布薩や自恣の場合とは異なり「念じる」といったような言葉は出てこない。²⁵⁾ 一方、明確に adhi-√ sthā- の語を用いている「根本有部律」に関しては、『ウッタラ格蘭タ』中の「ウパーリ問答」における、その羯磨のやり方を説く記述の中で、「念じる」「念じた内容を口にする」ことが規定されている。²⁶⁾ また文脈上も、布薩や自恣において adhi-√ sthā- という語が、本来の規定を正式な形で守ることができない場合の、一時的な処置を説く記述で用いられていたのと同様に、ここでも、本来は許されることのない、特例であることを前提とした、一時的な外出を説く記述で adhi-√ sthā- という語が用いられている。定められた雨季中の滞在義務を守らなければならない一方で、どうしても外出して果たさなければならない所用がある場合に、そのジレンマを克服するための一時的な応急処置として、この adhi-√ sthā- が認められているのである。さらには、adhi-√ sthā- によってこそ、本来ならば規定違反であるはずの安居期間中の外出が違反ではなくなるという点にも留意する必要があるだろう。この点においても布薩や自恣の場合と同様の、adhi-√ sthā- による「合法化」という特性を見ることができる。では、その特別な性質を備えた応急処置が、安居時には、どのような形でなされるのかという点については、現段階ではよく分からない。布薩や自恣の場合のように、「保留」という形でなされることを漢訳資料から裏付けることはできないし、外出した分の日数を、後に定住しなすよう規定する文章もどこにも見られないからである。

4. 小 結

以上、律文献中に現れる adhi-√ sthā- の用例のうち、布薩・自恣・安居という、3つの儀式・行事に関わる用例を検討した。そこから見えてきたことをまとめると以下の通りである。

- ・「念じる」或いは「念じたことを口に出す」という行為は adhi-√ sthā- そのものではなく、飽くまで adhi-√ sthā- が成立するための一手段に過ぎない。
- ・ adhi-√ sthā- は、実質的には、規定を正式な形で守ることができない場合における、一時的な応急処置である（布薩と自恣においては、その応急処置が、罪や儀式の保留という形でなされる）。
- ・それらの応急処置は、本来の規定を厳密に守った処置ではないにもかかわらず、合法的な処置として認められており、そこに adhi-√ sthā- による「合法化」という特性を見ることができる。

本稿では、儀式・行事に関わる adhi-√ sthā- の用例のみを検討したが、もう一方の、鉢や衣といった物品の adhi-√ sthā- についても、その語を解釈するにあたって上記の点がポイントになってくるとと思われる。詳しくは、また別の機会に論ずるが、例えば「根本有部律」においては、七日間だけ所持することが許される、所謂「七日薬」に関しても、さらには、本来決して受持が許されない金銀に関しても、adhi-√ sthā- という言葉とともにそれらを一時的に容認する記述が見られる。以上のことを考え合わせると、これまで「多義的」とみなされてきた、律文献に散見される

adhi-√sthā- の用語は「念じること・念じたことを口に出すことによって成立する、合法化のための応急処置」という意味で、包括的に捉えられるのではないだろうか。とすれば、この adhi-√sthā- は、律規制緩和のための便法としてよく知られた「浄法」と同様に、社会の変遷とそれに応ずる比丘生活の不可避の変化を知る上での重大な手がかりになってくると思われる。いずれにせよ、この adhi-√sthā- が、所謂「加持」と同一であるのかという点も含めて、さらなる考察を要する重要な用語であることは間違いない。

参考文献

- Chung (1998)=Jin-il Chung, *Die Pravāraṇā in den kanonischen Vinaya-Texten der Mūlasarvāstivādin und der Sarvāstivādin*, Göttingen.
- Härtel (1956)=Herbert Härtel, *Karmavācanā*, Berlin.
- Hu-von Hinüber (1994)=Haiyan Hu-von Hinüber, *Das Poṣadhavastu für die buddhistische Beichtfeier im Vinaya der Mūlasarvāstivādins*, Reinbek.
- 松村 (1996)=Hisashi Matsumura, “The Kāṭhinavastu from the Vinayavastu of the Mūlasarvāstivādins”, *Sanskrit-Texte aus dem buddhistischen Kanon, Neuentdeckungen und Neueditionen III*, Göttingen (SWTF, Beiheft 6): 145-239.
- O. von Hinüber (1970)=Oskar von Hinüber, “Eine Karmavācanā-Sammlung aus Gilgit”, *Zeitschrift der Deutschen Morgenländischen Gesellschaft*. Band 119: 102-132.
- 渡辺 (1977)=渡辺照宏「adhiṣṭhāna (加持) の文献学的試論」『成田山仏教研究所紀要』2: 1-91。(『渡辺照宏仏教学論集』筑摩書房, 1982年, 461-555頁に再録)

註

- 1) Hu-von Hinüber (1994: 183, n. 2); 松村 (1996: n. 153)
- 2) Härtel (1956) は§58(100)において、先ず、自身が校訂した「布薩」に関わるテキストの内容を説明するにあたり、布薩を9種類に分類している。これは「パーリ律」の Parivāra 中に見られる、布薩の分類を示す記述

(Vin. V, 123) に拠るものである。そして、そこに登場する adhiṭṭhānuposatha と呼ばれる布薩を、布薩の当日に比丘が 1 人きりでいた場合に行われる布薩と位置付けて、それを Beichtfeier auf eigenen Entschluß という言葉で説明している。さらに §72(110-111) においては、その語が含まれている断片として自らが復元したテキスト中の adhiṭṭhānapoṣaṭha という言葉に対して、先と同じ Beichtfeier auf eigenen Entschluß という訳語を与えている。また、そこでは『十誦律』中の、内容的な対応が見られる部分 (T. 1435 [23], 160a8-16) のドイツ語訳も挙げられているが、その Härtel の示す『十誦律』の対応箇所には、明確に adhiṭṭhānapoṣaṭha に対応する語は存在しない。一方 O. von Hinüber (1970:123-125) は「布薩を adhi-√sthā-する」という表現を含んだ校訂テキスト (XIV) に関して、そのドイツ語訳においては、adhi-√sthā-の語を anerkennen という語で訳している。そして、その解説において、そこでは複数の比丘の存在が前提となっていることを理由に、Härtel (1956: §58; §72) が指摘するような、「パーリ律」において adhiṭṭhānuposatha と呼ばれる布薩 (=布薩の当日に比丘が 1 人きりでいた場合に行われる布薩) が記述されているのではなく、布薩の日に現前サンガの全員が揃わなかった際の、布薩の実施を延期するための方法が記述されていると説明している。

3) これらは、いずれも梵語断片が現存しない部分であるため、チベット語テキストと、そのドイツ語訳が提示されている。そして、その adhi-√sthā- (byin gyis rlob pa) には、O. von Hinüber の訳語をそのまま踏襲した、anerkennen という訳語が与えられている。その根拠として、Hu-von Hinüber は CPD (*A Critical Pāli Dictionary*) の adhiṭṭhati の項に to think of, to call to mind という意味が載っていること、『五分律』(T. 1421 [22], 123b22) において 1 人の比丘が布薩をする場合に、布薩を「心受」とするという表現が見られることを挙げている。

4) Hu-von Hinüber は、この用例は「パーリ律」だけに見られるものであること、さらに「パーリ律」(I, 125) において、二人以上の比丘が参加している場合に布薩の adhi-√sthā- は認められないという明確な発言が見られることを指摘し、ここに「パーリ律」と「根本有部律」との間にある微妙な違いを見出している。つまり「パーリ律」では、飽くまで 1 人である場合に adhi-√sthā- がなされるのに対して、「根本有部律」では、1 人である場合も含んだ、規定の人数に達していない場合に adhi-√sthā- がなされるという点に注目しているのである。

5) Hu-von Hinüber も、Härtel 同様、1 人で行われる布薩が、「パーリ律」

では adhiṭṭhāna'uposatha と呼ばれ、さらには、それが「有部律」では adhiṣṭhāna-poṣatha と呼ばれると結論づけている。また後述の Chung の研究（1997：n. 195）においても、『十誦律』において「阿地壇布薩」という言葉が存在することが指摘されている。

- 6) Hu-von Hinüber は、O. von Hinüber（1970）のテキスト中の定型句（XIV）が、周囲に何人かの比丘がいることを前提とした内容であるものの、実質的には「パーリ律」における adhiṭṭhānaposatha に関するものであると位置づけ、O. von Hinüber の説明（註 2 を参照）に疑問を呈している。
- 7) 『四分律』（T. 1428 [22], 821b20-22）；『十誦律』（160a14-16）；『摩訶僧祇律』（T. 1425 [22], 448c11-13）
- 8) 「パーリ律」（I, 126-127）；『四分律』（826c27-827a21）；『十誦律』（161 b27-c10）
- 9) 漢訳の対応箇所：T. 1452 [24], 437b1-20
- 10) 佐々木は、「根本有部律」の布薩事の概容を示すにあたって、この際の adhi-√sthā- の語を「一時的な棚上げ」と説明している。それはこの『五分律』の該当箇所にも合致する確かな説明と言える。佐々木関「チベット語訳律蔵「布薩事」の内容」『印佛研』35-1（1986）：164-171。
- 11) 布薩を adhi-√sthā- した場合、「パーリ律」では、その後に再度布薩をやりなおす必要があることを全く説かない。この点も Hu-von Hinüber の指摘する「パーリ律」と「根本有部律」との間に見られる adhi-√sthā- の違いの一つなのかもしれない。
- 12) O. von Hinüber は、自ら校訂した「自恣を adhi-√sthā- する」という表現を含んだテキスト（XVIII）に関して、それが「布薩を adhi-√sthā- する」という表現を含んだテキスト（XIV）とほぼ同一であることを理由に、両者は同内容であると説明し、やはり adhi-√sthā- の語を anerkennen という語で訳している。
- 13) この adhi-√sthā- の用例は、サンスクリットでは残っておらず、西藏語訳と義浄訳が現存している。Chung は、これを Härtel や Hu-von Hinüber の言う、所謂「加持布薩」と全くの同内容であることを理由に adhiṣṭhāna-pravāraṇā と名づけ、その語の訳に関しては SWTF（*Sanskrit-Wörterbuch der buddhistischen Texte aus den Turfan-Funden*）の sich zu etw. entschließen; sich einen Gedanken oder Wunsch zu eigen machen を採用している。
- 14) この adhi-√sthā- の用例は、義浄訳においてのみ「守持」という訳語で確認されるものである。この場合の自恣を Chung は anyonyaṃ-pravāraṇā

と名づけ、そして、ここの adhi-√ sthā- の語義に関しては Childers (*A Dictionary of the Pali Language*) と PTSD (*The Pali Text Society's Pali-English Dictionary*) の adhiṭṭhāti の項に記されている to practice, to perform; to undertake という意味に拠って、(eine Pflicht oder Aufgabe) verrichten, erfüllen 或いは (Ritus) vollziehen と解している。

- 15) この adhi-√ sthā- の用例はサンスクリットでも残されている。Chung は、それを richten; maßregeln という意味であると説明している。
- 16) 「随意事」の梵語断片における、この用例の箇所には、「布薩事」を参照せよ、という指示が記されているだけである。Chung がここに挙げているのは、その「布薩事」における当該の箇所（西藏語訳のみ現存）ではなく、『百一羯磨』に見られる対応箇所である。この場合の adhi-√ sthā- の意味に関しては Chung は PTSD の adhiṭṭhāti の項に記されている to concentrate or fix one's attention on という意味に拠って die Gedanken auf das Vergehen richten, sich auf das Vergehen besinnen と解している。
- 17) ②について、それが①の場合と異なる意味を持つと Chung が解する、その根拠の一つは、義浄訳において、①が「心念随意」と訳されているのに対して、②は「守持随意」と訳されているという訳語の違いである。両者に対して異なる訳語が与えられているという指摘は興味深い。しかし、そこに Chung の解釈するような意味の違いを見出すのは困難であるように思われる。また、この②の場合にも、後にサンガと合流した際に、再度自恣をやり直すことが規定されており、その点を考慮すると「(儀式の) 遂行・実行」という意味には検討の余地があるように思われる。
- 18) Chung はとり上げていないが、Chung 自身が校訂した「随意事」のテキスト中 (9.3.3.1) には、もう一箇所 adhi-√ sthā- の用例が見られる。そこでは、自恣の当日に罪状が確定していない者についての対処法が説かれており、その者の罪が波羅夷罪未満であるならば adhi-√ sthā- して、自恣を優先的に実施しなければならないことが説かれている。この場合 adhi-√ sthā- についても、罪の一時的な保留という意味が当てはまると言える。また『五分律』(132c28-133a2) においては、僧残罪だけでなく波羅夷罪の場合ですら、自恣の実施を優先することが説かれている。
- 19) O. von Hinüber (1970: 131); Chung (1997: 40-52)
- 20) 「パーリ律」(I, 163) では、adhi-√ sthā- の語も使われており、それは、布薩を1人で行う場合の adhi-√ sthā- の用例と、「布薩」の語が「自恣」に代わっただけで全く同一の文章である。『四分律』(837c29-838a2), 『十誦律』(166a22-29), 『摩訶僧祇律』(451c20-25) についても「布薩」の場合

の用例とほぼ同一の文章である。『五分律』は、自恣が布薩と同様であることを前提としているためか、1人の場合の自恣に関する記述を全く持っていない。

- 21) 『摩訶僧祇律』を除いて「バーリ律」『四分律』『五分律』『十誦律』「根本有部律」においては、基本的には七日と定められている。しかし『四分律』(833c17-834a10)においては、白二羯磨による一ヶ月までの延長を、『五分律』(129c16-130a2)においては、白二羯磨による30夜の追加延長を認める記述が見られる。そして後述の Härtel の校訂した梵語断片では、その長さが ekonacatvāriṃśadrātrīḥ となっており、さらに Härtel によって『十誦律羯磨比丘要用』(T. 1439 [23], 503b12) に、同様に39日間の外出を認める記述が見られることが指摘されている。ただし『十誦律』そのものにおいては、7日以上での外出を認める記述は一切見られず、むしろ、それを堅く禁じる記述(176c14-15)さえも見られる。「根本有部律」においては、先述した「ムクタカ」中に、安居中の外出期間として40日まで adhi-√sthā- することを認めるエピソード(漢 T. 1452 [24], 439a14-26; 藏 Der. 153b2-3; Pek. 149a2)が見られる。また『摩訶僧祇律』(451a3-5)においては「若半月，若一月，若二月，乃至，後自恣，應還。」と記されており、極端に長い期間の外出が認められている。
- 22) 該当箇所ドイツ語訳において、adhi-√sthā- を Härtel は die Absicht haben と訳し、O. von Hinüber は anhalten と訳している。
- 23) 西藏訳 (Der. 241b6; Pek. 227b3): bcom ldan 'das kyis bya ba'i phyir zhag bdun byin gyis brlabs te 'gro bar bya'o zhes gsungs pa... 一方、漢訳では「佛作是念……因集僧伽，告諸苾芻曰。於安居中，有事須去出界外者，應請七日乃至一日當去。」(T. 1445 [24], 1042c7-8) となっており、ここでは adhi-√sthā- に相当する語は見られない。しかし、その直後以降に頻出する gantavyaṃ bhikṣuṇā saptāham adhiṣṭhāya...karaṇīyena (藏: zhag bdun byin gyis brlabs la...bya ba'i phyir dge slong 'gro bar bya ste) という定型句の対応箇所では、いずれも「(苾芻應) 受持七日法出界外」となっており「受持」という語が adhi-√sthā- に相当していることが分かる。
- 24) 「バーリ律」(I, 139); 『十誦律』(174a4-7); 『四分律』(833a5-6); 『五分律』(129c3-6); 『摩訶僧祇律』(450c24-25)
- 25) 『四分律』(833c17-28); 『五分律』(129c20-130a2)
- 26) Der. 254a6-b1; Pek. 237b8-238a2

付記：発表後に Herman Tieken, “The Buddhist Pavāraṇa Ceremony

According to the Pāli Vinaya”, *Journal of Indian Philosophy* 30-3 (2002): 271-289において adhi-√ sthā- の語についての若干の考察がなされていることに気付いた。そこでは、本稿同様に、自恣・布薩における adhi-√ sthā- が、文脈上、一時的な処置を示していることが指摘されている。

